



ミャンマー商標法施行 登録主義への移行と優先登録出願の実務

ミャンマーでは、2023年4月1日に、商標法が施行されています。私が所属しているTMI総合法律事務所ヤンゴンオフィスは、ミャンマー知財庁指定の商標出願代理人となっており、本稿では、商標法の施行とそれに伴う最近の実務についてレポートします。

1. 商標法の成立及び施行

ミャンマーでは、知的財産権に関する法律が実質的に存在しない状態が長く続いていましたが、商標法と意匠法が2019年1月30日、特許法が同年3月11日、著作権法が同年5月24日にそれぞれ成立しています。商標法の施行日は、2021年のミャンマーでの政変の影響もあり、長く見通せない状況が続いていましたが、本年4月1日から施行されています(なお、意匠法、特許法及び著作権法については、現状では施行の見込は立っていません)。

2. 商標法施行前の商標実務

商標法が施行される前のミャンマーでは、商標は、その使用実態を根拠に保護される使用主義の考え方を前提に、ORD(農畜産灌漑省証書登録室: Offices of Registration of Deeds)での登録が行われ(以下、「旧法登録」といいます)、その内容を新聞紙上での商標警告(Trademark Caution)として掲載する方法が採用されていました。

この旧法登録は、登録という名称は付されているものの、実施済の登録に関する情報が収集、管理されているわけではありませんでした。その意味で、日本での公証役場の公証のようなものと考えるとイメージが付き易いと思います。

3. 商標法による登録主義への移行

新たに成立、施行された商標法においては、登録により商標法を保護する登録主義が採用されています。使用主義から、登録主義への移行に伴い、商標法施行前に、旧法登録その他の方法で商標を使用していた者は、5年間、優先権を主張することができることとされています。

また、商標法施行前の優先登録期間(知財庁のソフトオープン期間(以下、「ソフトオープン期間」といいます))に優先登録の出願を行い、出願料の支払まで完了すれば、登録開始日を出願日として、登録をすることができることとされていました。

すなわち、旧法登録等の使用事実を根拠にソフトオープン期間に優先登録出願を行えば、上記の5年間の優先期間の主張に加え、登録日=知財庁のグランドオープニング日である本年4月26日(すなわち、同日よりも優先する登録日は存在しない)として登録することができ、かかる5年経過後も、既に使用されている商標が確実に保護される制度とされています。



※ミャンマー知財庁(ヤンゴン支局)外観(商業省の建物に入っている。)知財庁本局は、首都ネピドーにある。

4. 優先登録出願手続の実務

上記のソフトオープン期間の優先登録出願は、2020年10月1日から2023年3月31日までの期間実施されていました。

商標法施行に際し、上記ソフトオープン期間の優先登録出願を完了するために、2023年5月31日までに、①所定の商標登録手数料の支払と、②代理人選任届（TM-2 Form）を提出することが求められました。とりわけ、代理人選任届については、ミャンマー国外からの出願については、出願者所在国（日本など）における公証認証も求められています。

出願手続については、弊所のようなミャンマー知財庁指定代理人がログインできるWIPO Fileというシステムを使い、オンライン上で行われるところ、WIPO Fileでは、システムのダウンや、直前にしか告知されないメンテナンスのための休止が頻繁に発生している実態がありました。また、手数料の支払についても、特定のミャンマーのローカル銀行のデビットカード類似のカードでしか支払を行うことができず、一日の取引額の上限も比較的低額に定められていました。

期限までに上記の①所定の商標登録手数料の支払と、②代理人選任届の提出を完了できなければ、ソフトオープン期間中に行われた優先登録出願の効力が失われてしまうことから、如何にして大量の出願を期限までに完了するかは、まさに時間との闘いでした。

5月下旬にWIPO Fileのシステムダウンが数日間続き、このまま回復しなければ、期限までに手続を完了することは不可能ではないかと懸念されましたが、知財庁から期限を1か月延長して、6月30日までとする告知がなされ、無事に期限内に全ての出願について、手数料の支払と代理人選任届の提出を完了す

ることができました。



※ミャンマー知財庁に設置されているIP Help Desk

ミャンマーにおいては、政変による影響により困難な状況が続いていますが、商標法の施行が、ミャンマーの市民生活にプラスの影響を及ぼすことを願わずにはいられません。



※ミャンマーで最も有名な仏塔の一つであるシュエダゴンバゴダ

※本稿は、小職及びその所属する組織等による政治的な評価を含むものではありません。

筆者紹介

甲斐 史朗

2005年弁護士登録。TMI総合法律事務所勤務。2015年1月よりミャンマーに駐在し、日本企業のミャンマー進出をサポートしている。WTR1000 2023において、ミャンマーにおけるLeading Trademark Professionalsに選定されている。弁護士知財ネット会員。